

2025/8/30



1950年山口市生まれ。京都大学法学部卒。厚生省（現厚生労働省）障害福祉課長、内閣外政審議室内閣審議官などを経て、95年山口女子大（現山口県立大）社会福祉学部教授。著書に「社会保険の現代的課題」、共著に「はじめての社会保障」（有斐閣アルマ）など。

日本の児童手当制度は、義務教育終了前の第3子以降を対象に、月額3千円を支給する制度として1971年に創設された。諸外国に比べて制度が貧弱な点を指摘され、当時の内田常雄厚生相は「小さく産んで大きく育てる」と答弁したが、大きく育つことはなかった。

その後、民主党政権下の子ども手当の創設によって拡充されたものの、「控除から手当へ」の突破口の下、「寧ろ議論も経ずに、16歳未満の子の扶養控除が廃止された。

しかし、子ども手当自体も財源問題に行き詰まり、政権交代に伴つて廃止され、児童手当が復活した。2024年からは児童手当の所得制限が廃止され、高校生終了時まで支給期間も延長された。これに伴い、政府はさらに児童扶養控除を縮小しようとしたが、国民の反発や与党内の慎重論を受け、2年連続で見送りとなつた。またこの間、「103万円の壁」を巡る議論を通じ、所得課税の最低限度額に大きな注目が集まつてゐる。

そこで本稿では、子育て家庭に対する経済支援の在り方を巡り、数十年に及ぶ政策論争と大胆な改革を重ねてきたドイツの事例を紹介し、今後の日本での議論の参考に供したい。

戦後のドイツでは、保守のキリスト教民主・社会同盟（CDU・

手当と扶養控除の一元化を

U・CSUは、再び手当と控除の2元制を復活させ、児童手当に所

得制限を設けた上で、少額の扶養控除を設けた。

これに対し、受給額が減少した児童手当法により、第2子以降に對して連邦一般財源により児童手当を支給する制度が創設された。

これに対し、69年に政権についた社会民主党（SPD）は、保守

の家族観に對抗し、多様な生活共

同体や女性の就労自立を目指し、

また所得再分配政策を重視した。

子育て支援については、育児に関わる低所得家庭に對しても等しく

給付が行き渡るよう、75年に児童扶養控除を全廃し、これによる大規模な増税財源を用いて児童手当を抜本的に拡充した。そのため支給対象児童数、支給総額のいずれにおいても、一気に3倍前後の規模に急拡大した。

その後82年に政権復帰したCD

U・CSUは、再び手当と控除の

2元制を復活させ、児童手当に所

得制限を設けた上で、少額の扶養控除を設けた。

これに対し、受給額が減少した

児童手当法により、第2子以降に

對して連邦一般財源により児童手当を支給する制度が創設された。

これに対し、69年に政権についた社会民主党（SPD）は、保守

の家族観に對抗し、多様な生活共

同体や女性の就労自立を目指し、

また所得再分配政策を重視した。

子育て支援については、育児に関わる低所得家庭に對しても等しく

給付が行き渡るよう、75年に児童扶養控除を全廃し、これによる大規模な増税財源を用いて児童手当を抜本的に拡充した。そのため支給対象児童数、支給総額のいずれにおいても、一気に3倍前後の規模に急拡大した。

その後82年に政権復帰したCD

U・CSUは、再び手当と控除の

2元制を復活させ、児童手当に所

得制限を設けた上で、少額の扶養控除を設けた。

これに対し、受給額が減少した

児童手当法により、第2子以降に

對して連邦一般財源により児童手当を支給する制度が創設された。

これに対し、69年に政権についた社会民主党（SPD）は、保守

の家族観に對抗し、多様な生活共

同体や女性の就労自立を目指し、

また所得再分配政策を重視した。

子育て支援については、育児に関わる低所得家庭に對しても等しく

給付が行き渡るよう、75年に児童扶養控除を全廃し、これによる大規模な増税財源を用いて児童手当を抜本的に拡充した。そのため支給対象児童数、支給総額のいずれにおいても、一気に3倍前後の規模に急拡大した。

その後82年に政権復帰したCD

U・CSUは、再び手当と控除の

2元制を復活させ、児童手当に所

得制限を設けた上で、少額の扶養控除を設けた。

これに対し、受給額が減少した

児童手当法により、第2子以降に

對して連邦一般財源により児童手当を支給する制度が創設された。

これに対し、69年に政権についた社会民主党（SPD）は、保守

の家族観に對抗し、多様な生活共

同体や女性の就労自立を目指し、

また所得再分配政策を重視した。

子育て支援については、育児に関わる低所得家庭に對しても等しく

給付が行き渡るよう、75年に児童扶養控除を全廃し、これによる大規模な増税財源を用いて児童手当を抜本的に拡充した。そのため支給対象児童数、支給総額のいずれにおいても、一気に3倍前後の規模に急拡大した。

その後82年に政権復帰したCD

U・CSUは、再び手当と控除の

2元制を復活させ、児童手当に所

得制限を設けた上で、少額の扶養控除を設けた。

これに対し、受給額が減少した

児童手当法により、第2子以降に

對して連邦一般財源により児童手当を支給する制度が創設された。

これに対し、69年に政権についた社会民主党（SPD）は、保守

の家族観に對抗し、多様な生活共

同体や女性の就労自立を目指し、

また所得再分配政策を重視した。

子育て支援については、育児に関わる低所得家庭に對しても等しく

給付が行き渡るよう、75年に児童扶養控除を全廃し、これによる大規模な増税財源を用いて児童手当を抜本的に拡充した。そのため支給対象児童数、支給総額のいずれにおいても、一気に3倍前後の規模に急拡大した。

その後82年に政権復帰したCD

U・CSUは、再び手当と控除の

2元制を復活させ、児童手当に所

得制限を設けた上で、少額の扶養控除を設けた。

これに対し、受給額が減少した

児童手当法により、第2子以降に

對して連邦一般財源により児童手当を支給する制度が創設された。

これに対し、69年に政権についた社会民主党（SPD）は、保守

の家族観に對抗し、多様な生活共

同体や女性の就労自立を目指し、

また所得再分配政策を重視した。

子育て支援については、育児に関わる低所得家庭に對しても等しく

給付が行き渡るよう、75年に児童扶養控除を全廃し、これによる大規模な増税財源を用いて児童手当を抜本的に拡充した。そのため支給対象児童数、支給総額のいずれにおいても、一気に3倍前後の規模に急拡大した。

その後82年に政権復帰したCD

U・CSUは、再び手当と控除の

2元制を復活させ、児童手当に所

得制限を設けた上で、少額の扶養控除を設けた。

これに対し、受給額が減少した

児童手当法により、第2子以降に

對して連邦一般財源により児童手当を支給する制度が創設された。

これに対し、69年に政権についた社会民主党（SPD）は、保守

の家族観に對抗し、多様な生活共

同体や女性の就労自立を目指し、

また所得再分配政策を重視した。

子育て支援については、育児に関わる低所得家庭に對しても等しく

給付が行き渡るよう、75年に児童扶養控除を全廃し、これによる大規模な増税財源を用いて児童手当を抜本的に拡充した。そのため支給対象児童数、支給総額のいずれにおいても、一気に3倍前後の規模に急拡大した。

その後82年に政権復帰したCD

U・CSUは、再び手当と控除の

2元制を復活させ、児童手当に所

得制限を設けた上で、少額の扶養控除を設けた。

これに対し、受給額が減少した

児童手当法により、第2子以降に

對して連邦一般財源により児童手当を支給する制度が創設された。

これに対し、69年に政権についた社会民主党（SPD）は、保守

の家族観に對抗し、多様な生活共

同体や女性の就労自立を目指し、

また所得再分配政策を重視した。

子育て支援については、育児に関わる低所得家庭に對しても等しく

給付が行き渡るよう、75年に児童扶養控除を全廃し、これによる大規模な増税財源を用いて児童手当を抜本的に拡充した。そのため支給対象児童数、支給総額のいずれにおいても、一気に3倍前後の規模に急拡大した。

その後82年に政権復帰したCD

U・CSUは、再び手当と控除の

2元制を復活させ、児童手当に所

得制限を設けた上で、少額の扶養控除を設けた。

これに対し、受給額が減少した

児童手当法により、第2子以降に

對して連邦一般財源により児童手当を支給する制度が創設された。

これに対し、69年に政権についた社会民主党（SPD）は、保守

の家族観に對抗し、多様な生活共

同体や女性の就労自立を目指し、

また所得再分配政策を重視した。

子育て支援については、育児に関わる低所得家庭に對しても等しく

給付が行き渡るよう、75年に児童扶養控除を全廃し、これによる大規模な増税財源を用いて児童手当を抜本的に拡充した。そのため支給対象児童数、支給総額のいずれにおいても、一気に3倍前後の規模に急拡大した。

その後82年に政権復帰したCD

U・CSUは、再び手当と控除の

2元制を復活させ、児童手当に所

得制限を設けた上で、少額の扶養控除を設けた。

これに対し、受給額が減少した

児童手当法により、第2子以降に

對して連邦一般財源により児童手当を支給する制度が創設された。

これに対し、69年に政権についた社会民主党（SPD）は、保守

の家族観に對抗し、多様な生活共

同体や女性の就労自立を目指し、

また所得再分配政策を重視した。

子育て支援については、育児に関わる低所得家庭に對しても等しく

給付が行き渡るよう、75年に児童扶養控除を全廃し、これによる大規模な増税財源を用いて児童手当を抜本的に拡充した。そのため支給対象児童数、支給総額のいずれにおいても、一気に3倍前後の規模に急拡大した。

その後82年に政権復帰したCD

U・CSUは、再び手当と控除の

2元制を復活させ、児童手当に所

得制限を設けた上で、少額の扶養控除を設けた。

これに対し、受給額が減少した

児童手当法により、第2子以降に

對して連邦一般財源により児童手当を支給する制度が創設された。

これに対し、69年に政権についた社会民主党（SPD）は、保守

の家族観に對抗し、多様な生活共

同体や女性の就労自立を目指し、

また所得再分配政策を重視した。

子育て支援については、育児に関わる低所得家庭に對しても等しく

給付が行き渡るよう、75年に児童扶養控除を全廃し、これによる大規模な増税財源を用いて児童手当を抜本的に拡充した。そのため支給対象児童数、支給総額のいずれにおいても、一気に3倍前後の規模に急拡大した。

その後82年に政権復帰したCD

U・CSUは、再び手当と控除の

2元制を復活させ、児童手当に所

得制限を設けた上で、少額の扶養控除を設けた。

これに対し、受給額が減少した

児童手当法により、第2子以降に

對して連邦一般財源により児童手当を支給する制度が創設された。

これに対し、69年に政権についた社会民主党（SPD）は、保守

の家族観に對抗し、多様な生活共

同体や女性の就労自立を目指し、

また所得再分配政策を重視した。

子育て支援については、育児に関わる低所得家庭に對しても等しく

給付が行き渡るよう、75年に児童扶養控除を全廃し、これによる大規模な増税財源を用いて児童手当を抜本的に拡充した。そのため支給対象児童数、支給総額のいずれにおいても、一気に3倍前後の規模に急拡大した。

その後82年に政権復帰したCD

U・CSUは、再び手当と控除の

2元制を復活させ、児童手当に所

得制限を設けた上で、少額の扶養控除を設けた。

これに対し、受給額が減少した

児童手当法により、第2子以降に

對して連邦一般財源により児童手当を支給する制度が創設された。

これに対し、69年に政権についた社会民主党（SPD）は、保守

の家族観に對抗し、多様な生活共

同体や女性の就労自立を目指し、

また所得再分配政策を重視した。

子育て支援については、育児に関わる低所得家庭に對しても等しく

給付が行き渡るよう、75年に児童扶養控除を全廃し、これによる大規模な増税財源を用いて児童手当を抜本的に拡充した。そのため支給対象児童数、支給総額のいずれにおいても、一気に3倍前後の規模に急拡大した。

その後82年に政権復帰したCD

U・CSUは、再び手当と控除の

2元制を復活させ、児童手当に所

得制限を設けた上で、少額の扶養控除を設けた。

これに対し、受給額が減少した

児童手当法により、第2子以降に

對して連邦一般財源により児童手当を支給する制度が創設された。

これに対し、69年に政権についた社会民主党（SPD）は、保守

の家族観に對抗し、多様な生活共

同体や女性の就労自立を目指し、

また所得再分配政策を重視した。

子育て支援については、育児に関わる低所得家庭に對しても等しく

給付が行き渡るよう、75年に児童扶養控除を全廃し、これによる大規模な増税財源を用いて児童手当を抜本的に拡充した。そのため支給対象児童数、支給総額のいずれにおいても、一気に3倍前後の規模に急拡大した。

その後82年に政権復帰したCD

U・CSUは、再び手当と控除の